

【次世代住宅ポイント対象住宅証明書】の発行業務のご案内

2019年10月の消費税率引上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、消費者の需要を喚起し、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図ることを目的とし、税率10%で一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度です。◆当センターでは、新築住宅で一定の性能を有する住宅を証する証明書のうち、「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務を平成31年4月1日より開始します。(本制度は今後の国会で平成31年度当初予算案が成立することが前提となります。また、契約日、着工日、引き渡し日等の期間条件やその他の条件が、ありますので必ず事前に詳細をご確認ください。)

《業務開始日》：平成31年4月1日

《業務区域と範囲》：神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域

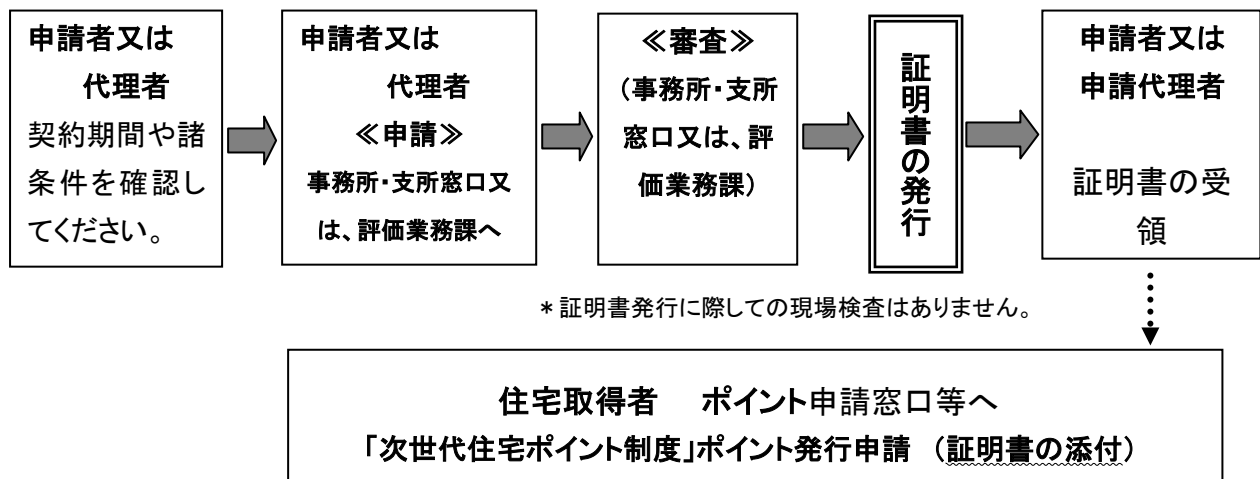
新築の一戸建ての住宅及び共同住宅等(賃家を除く)

《住宅の性能等》

省エネルギー性、耐久性・可変性、耐震性、またはバリアフリー性に関して、下記の表のいずれかの基準を満たす必要があります。

区分	基準(住宅の品確法に基づく評価方法基準等)
省エネルギー性	① 断熱等性能等級4 ② 一次エネルギー消費量等級4以上
耐久性・可変性	③ 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上(4-1専用配管及び4-2共用配管) *共同住宅等では、一定の更新対策(躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁又は柱がないこと)が必要
耐震性	④ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級2以上 ⑤ 免震建築物(評価方法基準1-3に適合しているものを対象)
バリアフリー性	⑥ 高齢者等配慮対策等級3以上(9-1専用部分及び9-2共用部分)

《証明書発行までの流れと申請》



(注意) 証明書以外でポイント発行申請に必要な書類は、ポイント発行申請窓口等でご確認ください。